

1 ■162■ 被疑者・被告人（+略式手続）

2 ◎訴訟能力については講義案にちょこっとしか書けなかった。障害者など、訴訟能力があ
3 るか否かについて争われる事例は多数あり、実務上は結構しんどい問題である。

4
5 ●略式手続を行うためには、100万円以下の罰金又は科料を科し得る事件であることを要
6 するとされているため、法定刑に懲役あるいは禁錮が含まれている犯罪類型については
7 略式手続によることができない。（ブ）

8 ●簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、略式命令で、1年
9 以下の懲役若しくは禁錮、罰金又は科料を科することができる。（司）

10 ●簡易裁判所は、略式命令の請求を受けた事件について罰金又は科料を科する場合、その
11 刑の執行を猶予することはできない。（司）

12 ●被疑者が略式手続によることについて異議がないことは書面で明らかにされなければ
13 ならない。（司）

14 ●検察官が略式命令を請求する場合は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければなら
15 ない。（司）

16 ●起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を添付
17 してはならないとされているので、略式命令を請求する場合に、その請求と同時に検察
18 官が立証に必要があると思料する書類を裁判所に差し出すことは許されない。（司）

19 ●検察官が略式命令を請求した場合、検察官が主張する公訴事実が証拠上認められ、法定
20 刑に100万円以下の罰金又は科料が定められている場合、裁判所は、略式命令を発しな
21 ければならない。（ブ）

22 ●略式命令を受けた者又は検察官は、その内容に不服のある場合は、その告知を受けた日
23 から14日以内に、略式命令をした簡易裁判所の上級審である地方裁判所に対して正式
24 裁判の請求をすることができる。（司）

25 ●略式手続においては、逮捕勾留されていない甲が乙の氏名を冒用して捜査機関に対し被
26 疑者として行動し、かつ、裁判所で被告人として乙名義の略式命令の謄本の交付を受け
27 た場合には、その略式命令の効力は甲に生じたものと解されている。（ブ）

28
29
30 ■163■ 被害者

31 ◎近年、被害者保護立法が整備されてきている。ここではもっぱら書かれた法の理解・記
32 憶に努めるべし。短答問題を利用して、法の規定について記憶。

33
34 ●犯罪被害者は、事件が確定した後の訴訟記録を閲覧することができるが、事件の確定前
35 の訴訟記録については、閲覧又は謄写することができない。（司）

36 ●証人への付添いは、証人の精神的負担の軽減を目的とするものであるため、被害者が証
37 人である場合に限定されている。（司）

38 ●証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋
39 問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動を
40 してはならない。（司）

41 ●証人の遮へいについては、被告人と証人との間で遮へい措置を採ることはできるが、裁
42 判の公開という憲法上の要請があるので、傍聴人と証人との間で遮へい措置を採るこ
43 とはできない。（司）

44 ●被告人から証人の状態を認識することができないようにするための遮へい措置につい
45 ては、弁護士が出頭している場合に限り、採ることができる。（司）

46 ●ビデオリンク方式による証人尋問（刑事訴訟法第157条の4）の対象となる事件は、強
47 姦等の性犯罪に限定されている。（ブ）

48 ●証人の遮へい措置を採ることができるのは、強制わいせつ等の性犯罪の被害者に限定さ
49 れないが、ビデオリンク方式による証人尋問が認められるのは、性犯罪の被害者に限定

1 されている。(司)

2 ●犯罪被害者を証人として尋問する場合において、証人を別室に在室させていわゆるビデオ
3 オリンク方式によって行う証人尋問は、最高裁判所の判例によれば、被告人が証人に面
4 と向かって反対尋問をする権利を奪うもので、憲法第37条第2項に違反し、許されな
5 い。(司)

6 ●裁判所は、強制わいせつ罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者から
7 申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定
8 事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項）を公開の
9 法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるが、この場合において、被害者は、
10 あらかじめ、検察官にこの申出をしなければならない。(司)

11 ●検察官は、検察官請求に係る証拠書類を弁護人に閲覧する機会を与えるに当たり、被害
12 者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉が著しく害されるおそれがあ
13 ると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、起訴状に記載された被害者特定事項
14 を被告人に知られないようにすることを求めることができる。(司)

15 ●犯罪被害者は、自ら申し出て、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件
16 に関する意見の陳述をすることができる。(司)

17 ●公判期日において、被害者の被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述が
18 なされた場合、裁判所は、この陳述を犯罪事実の認定のための証拠とすることはできな
19 い。(司)

20 ●被害者参加人として刑事事件の手続への参加を許されるのは、当該事件の被害者又は被
21 害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹に限られる。
22 (司)

23 ●被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができるが、裁
24 判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考
25 慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないこと
26 ができる。(司)

27 ●裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士か
28 ら、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を
29 聴き、相当と認めるときは、犯罪事実又は情状に関する事項についての証人の供述の証
30 明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許す
31 ことができる。(司)

32 ●被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、裁判所の許可を得て、公判期日において、
33 検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、事実又は法律の適
34 用について意見を陳述することができる。(司)

35 ●被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、第一審の判決に不服があるときは、これ
36 に対して控訴をすることができる。(司)

37 ●検察官は、被害者から告訴のあった窃盗事件について、公訴を提起し、又はこれを提起
38 しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人に通知しなければならない。また、公
39 訴を提起しない処分をした場合において、告訴人の請求があるときは、速やかに告訴人
40 にその理由を告げなければならない。(司)

41
42
43 ■164■ 救援者

44 ◎目的外使用につき、問題になる事案がぼつぼつ出てきている。無罪判決確定後に当該(元)
45 弁護人が公判廷で流された取調べ録画DVDをNHKに提供し、NHKが番組でそれを
46 使用したことから、大阪地検がその弁護士を懲戒請求したことが報道されている。

47